



配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

～あなたの年金が変わる～ 大切なお知らせ



Step 1 以下の勤め先が対象です。

- 2016年10月～
従業員数
501人以上
の勤め先
- 2022年10月～
従業員数
101人以上
の勤め先
- 2024年10月～
従業員数
51人以上
の勤め先

Step 2 以下の全てにチェックが入った方が対象です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上※
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

※基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与等は含みません。



適用拡大 特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

説明動画はこちら



ご自身の年金額を調べたい方は 公的年金 シミュレーター

<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>





配偶者の扶養の範囲内で
お勤めのみなさまにお知らせ。

あなたの年金・医療保険が 変わります。

Point
1

年金の3つの 保障が充実!

これまで

これから

給付が
上乘せ

厚生年金も受け取れます。

老齢 基礎年金	障害 基礎年金	遺族 基礎年金	老齢 厚生年金 +	障害 厚生年金 +	遺族 厚生年金 +
------------	------------	------------	-----------------	-----------------	-----------------

年金が“2階建て”になり保障がワイドになります!

年を取ったら受け取る

障害と認定されたら受け取る

働き手が亡くなったら受け取る

老齢
年金



障害
年金



遺族
年金



Point
2

医療保険がさらに充実!

傷病手当金

出産手当金

病休期間中、
給与の2/3相当を支給



産休期間中、
給与の2/3相当を支給



扶養基準(130万円)を意識せず働けるようになります。

これまでは、被扶養配偶者の年収が130万円以上になると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上等の各種要件を満たした場合に、厚生年金(厚年)・健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚年・健保)(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

これまで

これから

●保険料のご負担

国民年金・国民健康保険加入

●保険料のご負担

厚生年金・健康保険加入



●年金支給

国民年金のみに加入しているため年金は増額されません。

●年金支給

厚生年金に加入するため年金が増額されます。



※金額は一例です。

※金額は一例です。